

農産物等安全確保対策事業実施要領

第1 趣旨

消費者が求める安全で安心な農林水産物を安定的に供給し、消費者の信頼を高めていくためには、生産段階における様々な危害要因に対応し、適切なリスク管理を行うことが重要である。

農産物等安全確保対策事業（以下「本事業」という。）は、産地等が行う農業生産工程管理の実践や、検査機器整備などを支援し、もって本県農林水産物の安全性確保を図るものである。

第2 事業の種類及び内容等

本事業で実施する種類は次のとおりとし、事業の内容、事業実施主体等については、別表のとおりとする。

- 1 食品安全GAP策定・実践事業
- 2 検査機器整備事業

第3 事業実施期間

本事業の実施期間は、原則として1年間とする。

第4 事業の実施等の手続

- 1 市町村長は、事業実施主体が作成する農産物等安全確保対策事業実施計画書（以下「計画書」という。（様式1-1号））について必要な指導及び調整を行うとともに、承認申請書（様式第1号）により、茨城県知事（以下「知事」という）に提出し、承認を受けるものとする。

なお、知事が必要と認めた場合に限り、事業実施主体が知事に直接提出できるものとする。

- 2 「市町村」「農業協同組合連合会」「農業協同組合中央会」「森林組合連合会」「漁業協同組合連合会」「水産加工業協同組合連合会」が事業実施主体となる場合にあっては、それぞれの組織の長が計画書（様式1-1号）を作成し、承認申請書（様式第1号）により知事に提出し、承認を受けるものとする。
- 3 実施計画について、重要な変更が生じた場合は、前項1から2に準じて知事に提出し、承認を受けるものとする。

なお、重要な変更とは次のとおりとする。

- (1) 目標値の変更
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 施行箇所または設置場所の変更
- (4) 事業量の30%を超える増減
- (5) 事業費の30%を超える増減

第5 事業の成果報告等

- 1 事業実施主体は、事業を実施した年度の翌年度の5月末までに、事業の実施状況お

よび成果について、農産物等安全確保対策事業成果報告書（以下「報告書」という。（様式2-1号））をとりまとめるものとする。

2 市町村長は、事業実施主体が作成した報告書（様式2-1号）について、必要な確認を行うとともに、成果報告（様式第2号）により、知事に提出するものとする。

なお、知事が必要と認めた場合に限り、事業実施主体が知事に直接提出できるものとする。

3 「市町村」「農業協同組合連合会」「農業協同組合中央会」「森林組合連合会」「漁業協同組合連合会」「水産加工業協同組合連合会」が事業実施主体となる場合にあっては、それぞれの組織の長が報告書（様式2-1）を作成し、成果報告（様式第2号）により、報告書（様式2-1）を知事に提出するものとする。

第6 助成措置

知事は、予算の範囲内において、別に定めるところにより助成措置を講ずるものとする。

第7 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付則

- 1 この要領は、平成23年10月5日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、食品安全GAP策定・実践事業実施要領は廃止する。
- 3 食品安全GAP策定・実践事業実施要領に基づき、現に提出されている申請書類は、当実施要領に基づき提出されたものと見なす。
- 4 平成24年4月6日改正。
- 5 平成26年3月19日に一部改正し、平成26年4月1日から適用する。

別表

事業の種類	補助対象となる事業内容	事業実施主体	補助率
食品安全GAP策定・実践事業	<p>『農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン』に則したGAPの策定・実践を推進するための、次に掲げる事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 GAP推進協議会の開催 都道府県，普及指導センター，市町村，生産者，生産者団体，関係団体等から構成されるGAP推進協議会を開催する。 2 GAPの策定 地域における具体的な品目ごとのGAPの策定やGAP導入に必要な普及啓発資料の作成等を行う。 3 研修会の開催 GAPに基づく具体的な管理方法等に関する研修会等を行う。 4 調査等の実施 GAPの策定に必要な生産・流通段階における病原微生物等の危害要因に関する分析調査，実証ほの設置及び運営，GAP実践状況調査等を行う。 	市町村 農業協同組合 営農集団* ¹ 特認団体* ²	総事業費の 1 / 2 以内
検査機器整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全・安心な農業生産を行うため，農林水産物や農用地土壌等の放射性物質濃度を把握するために必要な検査機器の整備。 (分析機器は，農産物等のガンマ線スペクトルを測定・解析し，放射性核種ごとに定量可能な機器) 2 農産物等安全確保対策事業で整備した機器の改良 	市町村，農業協同組合 農業協同組合連合会 農事組合法人 農業協同組合中央会，森林組合 生産森林組合，森林組合連合会 漁業協同組合，漁業生産組合 漁業協同組合連合会 水産加工業協同組合 水産加工業協同組合連合会 特認団体	総事業費の 1 / 2 以内

* 1 要領別表の事業実施主体の欄の「営農集団」は次のア及びイの要件を満たしているものとする。

ア 農事組合法人以外の農業生産法人であること。

イ 法人格を有するものであって，受益農家数は3戸以上であること。

* 2 要領別表の事業実施主体の欄の「特認団体」は次のア及びイの要件を満たしており，かつ，特認団体承認申請書を提出し，知事の承認を得た団体とする。

ア 代表者の定めがあること。

イ 定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。